

別記様式(第7条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 令和元年度 富士川町環境審議会委員委嘱式及び第1回審議会
- 2 会議日時 令和元年9月30日(月) 午後3時00分から
午後3時45分まで
- 3 開催場所 富士川町役場本庁舎 1階会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 : 9名
 - (2) 執行機関 : 6名
 - (3) 傍聴者 : 0名
- 5 議題
 - (1) リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の種類の当てはめに伴う騒音規制及び振動規制に係る規制地域の見直しについて
 - (2) その他
- 6 会議資料の名称 別添のとおり
- 7 発言の内容
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状の交付
※町長より委嘱状の交付
 - (3) 町長あいさつ

(4) 役員の選出

※事務局一任の発言により、委員各位の承認を得て、会長に中澤良夫氏、副会長に依田忠氏を選出

(5) 町長から諮問

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う騒音規制及び振動規制に係る規制地域の見直しについて諮問

※事務局紹介

富士川町役場 町民生活課 生活環境担当
政策秘書課 リニア対策担当

(6) 議事

① リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う騒音規制及び振動規制に係る規制地域の見直しについて

※事務局が資料を用いて説明

議 長：今回の規制区域内の戸数はどれくらいか。

事務局：仙洞田地域と下高下地域で 50～60 戸、畔沢地域で約 10 戸あります。

議 長：この基準はリニアの工事についても当てはまるのか。

事務局：この基準は実際にリニアが開通してからの基準となります。

議 長：騒音基準のdBについて、普通の会話が大体 60 dB、図書館が約 40 dBと言われており、今回の騒音基準である 70 dBと 75 dBでも感じ方に違いがある。実際リニアが開通してからでないとわからないこともあると思う。

委 員：天神中條地区は規制をこれから掛けるのか。

事務局：天神中條地域については平成 29 年度に規制を掛けています今回は穂積地区と鰐沢中地区になります。

委 員：地域の方への説明はしているのか。

事務局：はい、畔沢地域については令和元年7月23日（火）、仙洞田地域については令和元年7月26日（金）に住民説明会を行っています。仙洞田地域については下高下地域を追加してほしいと要望があり、今回追加しています。

委 員：今回の2地区はなぜ都市計画に入っていないのか。

事務局：この地域は山間地域であるため都市計画の用途地域として指定がありません。

議 長：今回の基準である住宅地域は70 dBを60 dBにすることはできないのか。

事務局：新幹線の騒音と同様に国の基準として定められているためできません。

委 員：今回の規制区域がそのままリニアの騒音規制になる考えでよいか。

事務局：はい、今回の2地区について住宅地域としてIタイプの基準を当てはめるために第2種区域の騒音規制・振動規制を掛けるイメージです。規制を掛けた後に、規制地域を基に山梨県が類型の当てはめを行う予定です。また、町には騒音測定器がありませんが峡南5町で使うことができる測定器があります。リニア騒音について何か問題があった場合は測定器で測定をしてJR東海に町からも働きかけをしていきたいと考えています。

委 員：今回の騒音規制や振動規制が掛かると居住地として土地の価値が下がってしまうのではないか。

事務局：今回は住居地としての基準として規制を掛けます。リニア周辺地域としてどうかはわかりませんが、住居地域としての規制を

掛けることで騒音や振動に関する問題を防ぐことができると
思います。

委 員：振動についてはどんな規制を掛けるのか。

事務局：振動についても、騒音と同様の範囲で同様の規制基準を掛ける
予定です。

② その他

副会長：リニアの工事に伴う騒音についてはどうなっているのか。

事務局：工事の騒音に関しては、JR 東海の方で地元説明会を早めにし
て頂くよう町から要望を出しております。

議 長：それでは、審議会からの答申は事務局の案のままということ
出したいと思います。また、この答申につきましては、会長と
事務局で調整のうえ、町長へ書面にて答申させていただきます。

～異議なし～

(7) 閉会